

男女共同参画社会とは？

男だから、女だからといって
自分のやりたいことや好きなことができなかつたら…、差別をうけたら…
そんな社会はおかしいですね。

残念なことに、現在の私たちが暮らす社会には、
まだまだ「男だから」「女だから」ということで、
さまざまな差別や制限があります。

性別に関係なく、人として、
おたがいを認めあい、支えあいながら、のびのびと幸せに生きることができ、
だれもがいろんな分野でそれぞれの力をいかして、
活躍することができる社会を「男女共同参画社会」といいます。

このような社会をつくるために、
世界で、日本で、いろいろなとりくみが行われています。
日本では、「男女共同参画社会基本法」をつくりました。

飯塚市でも、
2007年に「飯塚市男女共同参画推進条例」をつくりました。

この条例は市民の願いがこめられています。
みなさんも、この「飯塚市男女共同参画推進条例」を学習し
男女平等にむけてみんなでとりくみ、
男女共同参画社会をつくっていきましょう。



飯塚市男女共同参画推進条例

- 基本的な考え方……………第3・4・5条
- 市、市民、職場などのみんなで男女平等をすすめる……………第6・7・8条
- 性別による差別を禁止する……………第9条
- 学校、家庭、地域で、男女共同参画の学習をすすめる……………第12条
- 市はあらゆる場で男女共同参画のための手助けをする……………第13・14・15条
- 男女共同参画社会をつくるための飯塚市の計画……………第17条
- 飯塚市男女共同参画推進センター「サンクス」……………第19条
- 飯塚市男女共同参画オンブズパーソン……………第20～38条
- 飯塚市男女共同参画推進委員会……………第39・40条